平成２８年（フ）第４１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目33―26　メゾン大和７号館313号、住民票上の住所兵庫県豊岡市下陰529番地の11
債務者　安國　達也
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２６号
兵庫県芦屋市高浜町８番３―1311号
債務者　中村　　弘
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０８号
宮崎県延岡市北浦町市振1138番地
債務者　中田フクエ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０９号
宮崎県日向市大字財光寺919番地　コーポハイビスカス201号
債務者　菅　愛季子（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１１号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野1169番地
債務者　川﨑　安雄
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１２号
宮崎県日向市大字財光寺4447番地11
債務者　別府　秀昭
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１３号
宮崎県日向市大字財光寺4447番地11
債務者　別府　栄子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６７号
岩手県花巻市松園町１丁目24番３号、旧住所岩手県花巻市松園町１丁目12番14号　ブロッサムⅡ201号
債務者　成田　広美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６９号
岩手県北上市柳原町１丁目７番４号
債務者　片方真奈美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７０号
岩手県北上市大堤西２丁目９番９号　阿部住宅２号
債務者　田中美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７２号
岩手県北上市相去町赤坂前44番地１　サウスレジデンスＢ棟
債務者　有谷　幸代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７３号
岩手県北上市二子町野田101番地１
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２３３号
石川県白山市相木町585番地３　ニューフォーブルあさひ203号室
債務者　坂下美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目112番地　メープルハイツ103号室
債務者　中野　則和
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
福井県越前市庄町第21号５番地の２　コーポラス横山202、旧住所福井県越前市富士見が丘１丁目２番地の４
債務者　中西　宏毅
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
福井市春山２丁目18番８号　木本幸子方、旧住所福井市灯明寺１丁目1014番地１
債務者　駒田　賢司
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
福井市南四ツ居１丁目17番15号　ヴァンベールⅡ101、旧住所福井市北四ツ居２丁目７番11号　キャッスル弥生401号室
債務者　松村須美子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係